

大隅地域観光PRキャンペーン事業仕様書

大隅地域には豊かな自然や本土最南端の佐多岬などの観光スポットがあり、県内でも有数の第一次産業が活発な地域であるなど、多種多様な観光資源を有している。しかし、「認知度不足」により、豊富な観光資源というポテンシャルを発揮できていないのが課題である。そこで、当事業により管外へのPRの取組を行うことで、大隅地域の認知度を向上させる。

1 業務内容

- (1) 薩摩半島，九州，関西での観光PR
- (2) ガイドブックの増刷
- (3) 観光客に向けたスタンプラリーの実施

2 履行(納品)期限

- (1) 令和5年7月31日(月)
業務内容(2)の納品
- (2) 令和6年3月25日(月)
業務内容(1), (3)

3 内容

- (1) 薩摩半島，九州，関西での観光PR
 - ① 鹿児島県内のメディア（AM・FMラジオ，テレビ，リビング新聞等）を利用したPRを実施すること。
 - ② 九州圏，関西圏のイベントへの出展
県担当者（2名想定）と関西圏，九州圏のイベント3つほどに出展し，大隅地域をPRすること。
関西圏イベント例：
CYCLE MODE RIDE OSAKA，モーターサイクルショー 等
九州圏イベント例：
九州旅行博覧会，RKBカラフルフェス 等
 - ③ PR資材の作成
イベント出展時に使用するPR資材を作成すること。
【作成物例】
 - ・ブース演出物（大隅地域の地図をデザインしたタペストリー等）
 - ・ノベルティ（トートバックやサコッシュ等）

(2) ガイドブックの増刷

令和4年度当局で作成したガイドブック「Oh!すみ」(B5, フルカラー, 40ページ)の増刷を行うこと。

【部数】1,000部

(3) 大隅地域全体を周遊させるスタンプラリーの実施

大隅地域内の9スポット(各市町1箇所想定)を巡るスタンプラリーを実施すること。

4 事業完了及び成果の報告

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 委託事業において作成した冊子, チラシ, ポスター等の成果品
- (3) 報告書の電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

7 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。